

法人役員費用弁償規程

社会福祉法人緑翠会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑翠会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 行政機関による指導監査の立会
- (4) 役員研修会への参加
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次に定める額を交通費として支給できるものとする。

支給額	1回の出席あたり5,000円
-----	----------------

2 役員で、かつ当法人の施設職員である者に対しては支給しない。

(旅 費)

第4条 本規程第2条の(4)及び(5)の場合は、費用弁償として、走潟保育園「旅費支給規定」を準用し、施設長の旅費に相当する額を支給する。旅費は原則として役員の居住地を起点として計算する。

附 則

この規定は、平成27年3月20日から施行する。